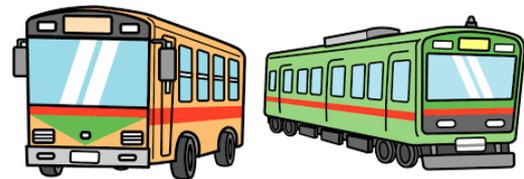


障害福祉サービス事業所へ通所するための 交通費の一部を助成します(令和7年4月から)

本市の障害福祉サービス(生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労移行支援)の受給者であって、本市に住所を有する障害のある人が、公共交通機関(電車、バス等)を利用し通所された場合の交通費の一部を助成します。



事業の内容について

対象者

- ①藤枝市が支給を決定する障害福祉サービスの受給者
- ②障害福祉サービス事業所(就労移行支援、就労継続支援A・B型、生活介護)まで、公共の交通機関(電車・バス)を利用し通所する方。
- ③他の制度により通所に係る交通費助成を受けていない方。
※上記①～③のすべてに該当すること。
通所に係る経路は最も経済的かつ合理的な経路及び方法による。

助成額

公共交通機関利用に係る交通費(※)の1/2(1円未満切り捨て)
※障害者手帳等により、料金の割引を受けている場合は、割引を適用された後の料金(自己負担額)を交通費の額とする。

申請

- 必要書類
 - ・申請書
 - ・口座振替依頼書及び通帳の写し(初回申請又は口座情報変更時)
- 申請時期
必要書類を6カ月ごと(4～9月、10～3月)にその翌月の末日までに障害福祉課へ提出

支払時期

申請から約1か月後に指定口座へ振り込み

問合せ先及び提出先

藤枝市役所健康福祉部障害福祉課(市役所西館1階)

〒426-8772 藤枝市岡出山一丁目11番1号

電話:054-643-3149 メール:shougai@city.fujieda.shizuoka.jp